

猟区の維持管理に関する事務の委託について

1 経緯

本県にある次の4つの猟区は、令和5年10月31日に存続期間が満了となる。

このたび、令和5年11月1日から令和15年10月31日までの期間で猟区の認可を行うため、当該猟区の維持管理に関する事務の委託について、神奈川県自然環境審議会に諮るもの。

(参考) 根拠となる法令等

鳥獣の保護及び管理及び狩猟の適正化に関する法律 (以下「法」という。)

(猟区の管理)

第73条 国は、その設定した猟区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、その人工増殖その他の当該猟区の維持管理に関する事務を、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、指定する者に委託することができる。

2 前項の規定は、地方公共団体が設定する猟区について準用する。この場合において、同項中「環境大臣が中央環境審議会の」とあるのは、「都道府県知事が合議制機関の」と読み替えるものとする。

2 対象猟区

	1	2	3	4
猟区名	清川村猟区	相模原市鳥屋猟区	山北町三保猟区	山北町世附猟区
設定者	清川村長 岩澤 吉美	相模原市長 本村 賢太郎	山北町長 湯川 裕司	
期間	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで			
面積(ha)	2,881	2,995	2,250	4,665

3 令和5年10月31日までの受託者概要及び実績

	1	2	3	4
猟区名	清川村猟区	相模原市鳥屋猟区	山北町三保猟区	山北町世附猟区
これまでの受託者	清川村鳥獣保護協会 会長: 長澤 徳勝	相模原市鳥屋鳥獣保護協会 会長: 榎田 智徳	山北町三保鳥獣保護協会 会長: 佐藤 勉	
設立年	昭和46年	昭和42年	昭和45年	
団体の設置目的	鳥獣の保護、繁殖、その関連施設を充実し地域の総合的な発展を図ることを目的とする。	鳥獣の保護、繁殖と森林及び農作物の被害防止の調和を図るとともに、その関連施設を充実し地域の総合的な発展を図ることを目的とする。		
団体の事業	鳥獣の保護及び生産、繁殖事業の推進、自然環境の保全と鳥獣保護等の施設の充実、その他の目的達成のため必要な事業			
収支及び捕獲実績	次ページ 参考資料参照			

4 委託（案）

これまで対象猟区の維持管理に関する事務を受託している3団体いずれも、これまでの猟区管理において実績があり、また地域の自然環境に精通していることから、令和5年11月1日から令和15年10月31日までの期間についても、これまでと同様、猟区の維持管理に関する事務を委託することとしたい。

【参考資料】

各猟区収支等（令和5年度は計画数値）

（千円）

	年度	開猟日数	入猟者数	収入	支出	収支
清川村猟区	R3	22	301	1,505	1,505	-
	R4	22	312	1,565	1,565	-
	R5	22	298	1,490	1,490	-
相模原市 鳥屋猟区	R3	32	174	1,096	1,532	△436
	R4	32	193	1,216	1,538	△322
	R5	32	131	825	1,572	△747
山北町 三保猟区	R3	27	102	857	857	-
	R4	25	95	798	798	-
	R5	26	85	1,044	1,044	-
山北町 世附猟区	R3	27	36	249	249	-
	R4	23	53	445	445	-
	R5	24	45	※	※	※

※三保猟区に含まれる。

各猟区捕獲実績

（頭・羽）

	年度	シ(オス)	シ(メ)	イシ	キジ(オス)	ヤマドリ(オス)	計
清川村猟区	R3	34	24	5	-	-	63
	R4	33	29	-	-	-	62
相模原市 鳥屋猟区	R3	15	19	2	-	1	36
	R4	12	19	1	-	-	32
山北町 三保猟区	R3	3	22	-	-	-	25
	R4	8	17	-	-	-	25
山北町 世附猟区	R3	1	3	-	10	-	14
	R4	2	-	-	-	-	2